

2026年度
割賦販売法・自主ルール研修
実施要領

2026年4月



一般社団法人

日本クレジット協会

認定割賦販売協会 認定個人情報保護団体

も く じ

1.	割賦販売法・自主ルール研修の受講について	・・・	2
2.	2026年度の協会主催研修の実施スケジュール	・・・	8
3.	コンプライアンス研修の実施概要	・・・	9
4.	一般研修（協会主催研修）の実施概要	・・・	10
5.	一般研修（会員主催研修）の実施概要	・・・	12
6.	講師育成研修の実施概要	・・・	17
7.	講師更新研修の実施概要	・・・	20
8.	講師派遣制度	・・・	22
9.	JCA資格NETの各種登録について	・・・	24
10.	各研修の申込手続き等について	・・・	31
11.	新たな枠組みの研修について	・・・	37
12.	各申込書面等	・・・	41
13.	割賦販売法・自主ルール研修の関連規則等	・・・	49

1. 割賦販売法・自主ルール研修の受講について

割賦販売法・自主ルール研修の位置づけ等

- 割賦販売法では、クレジット（信用購入あっせん）業務及びクレジットカード番号等取扱契約締結の業務を営むためには、行政の登録審査基準のもと、同法に基づく登録業者であることが要件となっています。
- 法令上、登録業者には業務の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制を整備することが求められており、この体制整備要件の一つとして、法令、社内規則等を遵守するために必要な体制を置くこととし、役職員に対して必要な教育研修を行うこととなっています。
- 一方で、行政の立入検査の際の基準となる、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」の社内教育に関する検査項目として、「認定割賦販売協会会員については、役職員を同協会が主催する研修又は同等の内容の研修に定期的に参加させること」が明記されています。
- 協会の「資格研修等に関する規則」及び「割賦販売法・自主ルール研修に関する細則（以下、細則という）」においては、「割賦販売法・自主ルール研修（以下、自主ルール研修という）」を認定割賦販売協会で開催する研修として位置付け、この規則等に基づいて、本会の会員のうち登録業者の役職員は、3年ごとに「一般研修」（講師資格のある方は「講師更新研修」）を受講・修了することとなっています。

研修の受講対象

- 自主ルール研修の対象となる会員は、「割賦販売法・自主ルール研修に関する細則」に基づき、協会の会員のうち「包括信用購入あっせん業者」、「個別信用購入あっせん業者」及び「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」（以下「研修対象会員」という）です（細則第2条）。「研修対象会員」の対象となる役職員の方々は、自主ルール研修を受講・修了してください（細則第7条、第11条）。

講師資格者の設置

- 研修の受講に併せて、「研修対象会員」は社内教育体制の整備の観点から、割賦販売法及び自主ルールを遵守した適正な業務を行うため、講師資格者を置くことが求められています（細則第3条）。
- 講師資格者が現時点で未設置の場合又は退職等により講師資格者が不在となることが想定される場合は、講師研修の計画的な受講により、講師資格者を設置してください。

自主ルール研修の種類について

- 自主ルール研修では、以下の研修を実施しています。各社の業容規模等に応じて、研修を受講・修了してください。

研修の種類		受講対象者	研修の目的	受講サイクル
コンプライアンス研修		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員代表者 ・ 信用購入あっせん業務の担当役員 ・ クレジットカード番号等取扱契約締結業務の担当役員 	割賦販売法及び自主ルールの遵守に必要な社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得すること	毎年度受講
一般研修	協会主催研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用購入あっせん業務に従事する職員 	割賦販売法及び自主ルールに基づいた業務に必要な知識を習得すること	研修修了日が属する年度の翌年度から3年度 ^{※1} 以内に1回受講
	会員主催研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事する職員 		
講師研修	講師育成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ (受講しようとするときから原則前3年度^{※2}以内に) 一般研修において当該研修を修了した役職員であって、講師になろうとする者 	講師として必要な知識を習得すること	
	講師更新研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師資格認定者であって、講師資格を更新しようとする者 	講師資格者の能力の維持及び向上を図ること	講師資格有効期限内に受講

※ 年度は4月～翌年3月とします。

※1 2023年度に一般研修を受講された方は、2026年度中に一般研修を受講する必要があります。

※2 2026年度の講師育成研修を受講する場合、2023年度以降に同じ研修区分の一般研修を受講済みである必要があります。

2026年度の自主ルール研修の実施について

- 2026年度に実施する自主ルール研修の概要は、以下のとおりです（**昨年度から変更した点については、赤字で掲載しています**）。詳細については、後掲の該当するページにてご確認ください。

研修制度全般について

・ JCA資格NETとEラーニングシステムの統合

従来Eラーニング（一般研修、コンプライアンス研修）の申込み及び受講と、講師資格者の確認及び講師研修の申込みその他の自主ルール研修にかかる機能については、別々のシステムでご利用いただいております。

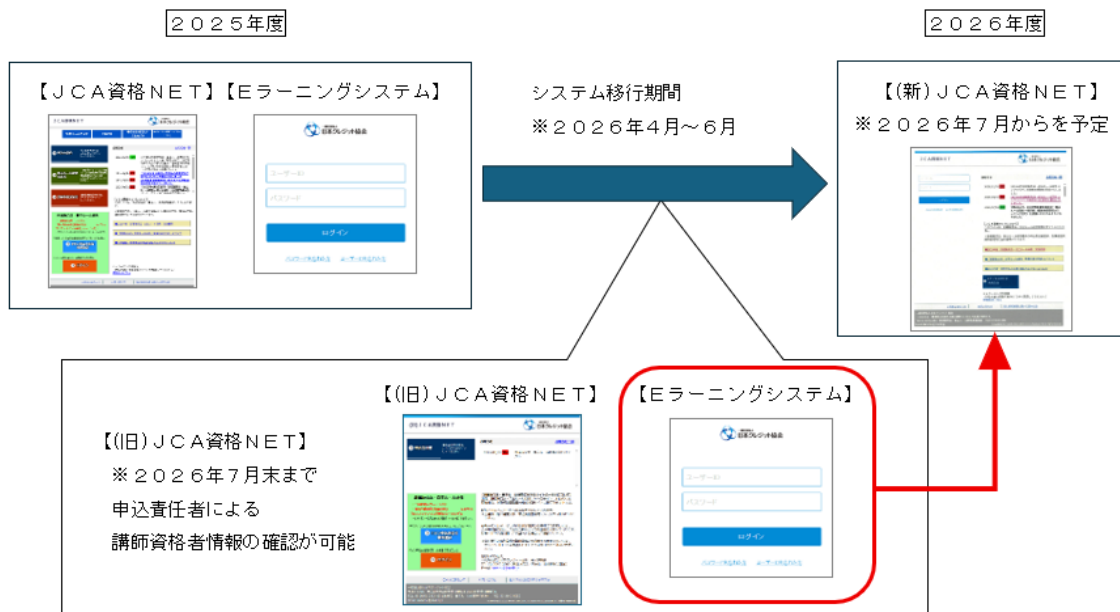
今年度からは両者の機能を統合し、ワンストップでご利用いただける新システムの運用を開始いたします。具体的には、昨年度より新しくなったEラーニングシステムに、JCA資格NETの機能を統合する形となり、新システムの稼働開始は7月頃を予定しております。

※新システムの名称は引き続き「JCA資格NET」の予定です。

※旧JCA資格NETについては7月末まで講師資格者情報を確認できる予定ですが、それ以降は新システムにてご確認ください。

新システムは昨年度から運用を開始したEラーニングシステムをベースとしております。昨年度ご利用いただいていた会員様は問題ないかと思われませんが、場合によっては社内セキュリティ等によりアクセス制限がかかる可能性がございますため、事前に以下のサーバーURLを社内システムご担当者様へご連携いただく等、必要に応じご対応いただきますようお願いいたします。

<https://j-credit.s-lms.net/>
<https://j-credit-2.s-lms.net>



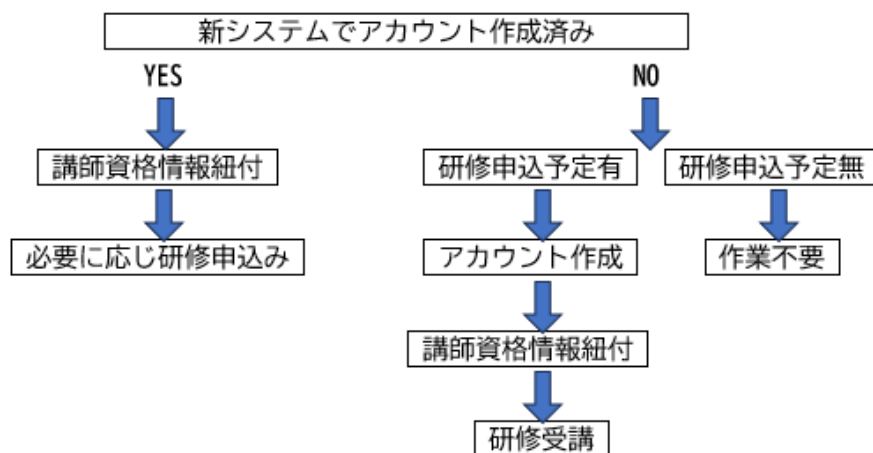
・ システム統合に伴う講師資格者情報の移行について

これまで旧JCA資格NETにおいてご確認いただいていた講師資格者情報につきましては、7月を目途に新システムへの移行を行います。

※上述のとおり、旧JCA資格NET内で7月末まで講師資格者情報を確認できる予定です。

一方、新システムにおいて各種研修の申込みを行う場合には、まず受講者のアカウント作成が必要となるため、講師資格者の状況によって以下の作業が必要となります。

※昨年度、Eラーニングによる一般研修もしくはコンプライアンス研修（DVDによる受講を除く）を受講された方は、既にアカウントが作成されています。



※講師資格情報紐付方法につきましては、7月頃を目途に別途ご案内いたします。

・ 自主ルール研修申込責任者について

自主ルール研修の運用にあたっては、会員毎に申込責任者を登録いただいておりますが、昨年度は、旧JCA資格NET上で登録されている「申込責任者」と、Eラーニングシステム上で登録されている「Eラン申込責任者」が併存する形となっております。

上述のように今年度からは両システムが統合されることから、旧JCA資格NET上の「申込責任者」と「Eラン申込責任者」で異なる方が登録されている会員につきましては、**「Eラン申込責任者」として登録されている方を自主ルール研修の申込責任者とし、呼称も「申込責任者」として統一いたします。**申込責任者の変更手続きはシステム上で可能ですので、必要に応じご対応ください。

コンプライアンス研修について

2026年度のコンプライアンス研修は、昨年度同様、Eラーニング配信により行います。
開催時期については、2026年12月～2027年2月を予定しています。
募集案内については、2026年9月頃を目途に、JCA資格NETに登録されている各会員の申込責任者の皆様にご案内いたします。
※申込責任者が設定されていない場合やメール送信エラーになる場合等は、事務連絡者に通知します。

一般研修について

(1) 協会主催研修

2026年度の一般研修はEラーニング方式のみで実施します。
また、講師派遣制度に基づくリモート及び集合方式での協会主催研修の実施も可能です。
なお、講師資格者のいない会員はEラーニング方式での受講ができません。

(2) 会員主催研修

従来通り、各社において講師資格者が研修講師となり、研修を実施してください。

講師研修について

(1) 講師育成研修について

2026年度の講師育成研修は、動画配信方式のみで実施します。
また、講師派遣制度に基づくリモート及び集合方式での実施も可能です。

(2) 講師更新研修について

2026年度の講師更新研修は、**動画配信方式のみで実施します。**
また、講師派遣制度に基づくリモート及び集合方式での実施も可能です。

研修計画及び受講記録の作成・保存

研修対象会員は、各研修にかかる研修計画を策定するとともに、当該研修に役職員を受講させた場合には、その記録を作成し、当該研修を実施した日から5年間が経過する日が属する年度の年度末まで保存してください。

【記録する事項】〔細則第28条第3項〕

- (1) 研修計画
研修対象会員は実施要領に定める様式（47P）を参考に研修計画を策定する。
- (2) 受講状況
 - イ コンプライアンス研修
 - (イ) 受講対象役員全員の氏名、役職
 - (ロ) 上記(イ)のうち実際に受講した者（上記(イ)以外の者も含む。）の氏名、役職
 - (ハ) 上記(イ)のうち受講できなかった者がいる場合は、当該者に周知した日
 - ロ 一般研修
 - (イ) 氏名
 - (ロ) 研修日（分割研修の場合は期間）又は修了日（非対面による研修の場合）
 - (ハ) 研修の種類（①第12条第1項第1号から第5号の別、②協会主催研修、会員主催研修の別、③対面による研修、非対面による研修の別）
 - (ニ) 受講結果（修了、未修了の別）
 - (ホ) 会員主催研修の場合は講師名
 - (ヘ) 同一の役職員に対し、再度理解度測定のみを行った場合は、その旨（講義と同日中に行った場合を除く。）
- ハ 講師研修
 - (イ) 氏名
 - (ロ) 研修日
 - (ハ) 研修の種類（講師育成研修、講師更新研修の別と、第19条第2項及び第3項に定める研修の種類）
- (ニ) 受講結果

会員主催研修を実施した場合の協会への報告

研修対象会員は、会員主催研修を実施した場合は、当該研修の内容等について協会へ報告するものとします（細則第15条第3項）。報告の方法、時期、内容等は、調査に関する規則第4条第1項第1号に定める書面調査（例年7月頃に実施予定）によることとします。

2. 2026年度の協会主催研修の実施スケジュール

【コンプライアンス研修】

2026年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2027年 1月	2月	3月
					案内 予定			実施期間			

◆一般研修（協会主催研修）

【研修区分：包括、ACQ、個別、カード総合、合同①、合同②、合同③】

2026年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2027年 1月	2月	3月
			Eラーニング実施期間								

※講師派遣制度に基づく協会主催研修の実施を希望する場合は、別途お問い合わせください。

◆講師育成研修

【研修区分：包括、ACQ、個別、カード総合、合同①】

2026年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2027年 1月	2月	3月
					動画配信期間						

※講師派遣制度に基づく協会主催研修の実施を希望する場合は、別途お問い合わせください。

◆講師更新研修

【研修区分：ACQ、個別、カード総合、合同】

2026年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2027年 1月	2月	3月
					動画配信期間						

※講師派遣制度に基づく協会主催研修の実施を希望する場合は、別途お問い合わせください。

3. コンプライアンス研修の実施概要

受講対象者

研修対象会員であって、以下に該当する者となります。対象者は毎年度受講・修了することが求められています。病欠などやむを得ない場合を除き、受講対象者は、原則全員受講してください。

- ① 協会に届出をしている会員代表者
- ② 次の業務を担当する役員
 - イ 包括信用購入あっせん業務
 - ロ 個別信用購入あっせん業務
 - ハ クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務

※一般役職員の方も受講可能です。

※受講対象者が1名も受講できない場合(研修対象会員において当該理由を合理的に説明できる場合に限る)は、法令遵守を監督する管理部門等の責任者又はそれに準ずる者(以下これらの者及び受講対象者と合わせて「受講対象役員等」と総称する)が受講するものとします。

※コンプライアンス研修の修了者は、当該受講した研修内容について、受講できなかった他の受講対象役員等に周知してください。

※受講対象役員等のほか、次の方々も受講することができます。

- ・ 受講対象役員等以外の研修対象会員の役員及び職員(一般職員の方も含まれます)
- ・ 研修対象会員以外の会員の役員
- ・ 包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務を営む(営む予定を含む)非会員の役員
- ・ 研修対象会員の業務委託先その他関連会社の役員(研修対象会員を通じて受講の申込みをした場合に限る)

開催方法・時期等

2026年度のコンプライアンス研修は、昨年度同様、Eラーニング配信により行います。開催時期については、2026年12月～2027年2月を予定しています。

研修内容・修了要件

研修内容は、行政官、有識者等による直近の行政動向、コンプライアンス等に関するものを予定しています。研修期間内にコース内に設定された「単元」全てを視聴することで修了となります(昨年度は、全単元で2時間弱でした)。

受講料 (1人あたり、税込)

受講料	2,750円
-----	--------

コンプライアンス研修の具体的な内容等については、2026年9月にJCA資格NETに掲載予定です。併せて、申込責任者の皆様にメールにて掲載された旨ご案内いたします。

4. 一般研修（協会主催研修）の実施概要

受講対象者

細則第3条に定める社内教育体制の整備（講師資格者の設置）が図られている会員において、包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事する職員

開催方法・時期等

2026年度の一般研修はEラーニング方式で実施します。

開催時期については、2026年7月～2027年3月を予定しています。なお、講師資格者のいない会員は、細則第12条第3項の規定に基づき、Eラーニング方式での受講ができません。

具体的な申込方法は、31P「10. 各研修の申込手続き等について」の「一般研修（協会主催研修：Eラーニング方式）」をご確認ください。

また、講師派遣制度に基づくリモート及び集合方式での協会主催研修の実施も可能です。別途お問い合わせください。

研修の区分

基本的には研修対象会員の登録区分に応じて対応する研修を受講することとなりますが、Eラーニング方式においては、受講者毎に研修の区分を指定することが可能です。

登録区分	研修の区分
包括信用購入あっせん業者	包括研修
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	アクワイアラ研修 (以下ACQ研修という)
個別信用購入あっせん業者	個別研修
包括信用購入あっせん業者 かつクレジットカード番号等取扱契約締結事業者	カード総合研修 (包括研修・ACQ研修)
包括信用購入あっせん業者 かつクレジットカード番号等取扱契約締結事業者 かつ個別信用購入あっせん業者	合同①研修 (包括研修・ACQ研修・個別研修)
包括信用購入あっせん業者 かつ個別信用購入あっせん業者	合同②研修 (包括研修・個別研修)
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者 かつ個別信用購入あっせん業者	合同③研修 (ACQ研修・個別研修)

研修内容・修了要件

研修内容は、割賦販売法及び自主ルールの基礎的な内容となります。受講開始後90日以内（受講開始日含む）に各研修コース内に設定された「単元」ごとの「章末テスト」に全問正答することで修了となります。

当該期間内に修了しない場合は再受講となり、再度受講料がかかります。

※受講を開始した日によっては、開講期間との兼ね合いで90日間より少ない受講可能期間となる可能性もございます。

受講料（1人あたり、税込）

Eラーニング受講料	1,650円
-----------	--------

テキスト

（1）Eラーニングの受講にあたっては、研修の区分ごとに、協会が作成した「割賦販売法・自主ルール研修テキスト」を参照しながら学習してください。

テキストの種類	使用する研修の区分
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> 包括信用購入あっせん業務編	包括研修、カード総合研修、合同①研修、 合同②研修
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> クレジットカード番号等取扱契約締結業務編	A C Q研修、合同③研修
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> 個別信用購入あっせん業務編	個別研修、合同①研修、合同②研修、 合同③研修

（2）テキストについては、「JCA資格NET」の申込責任者管理画面内からデータをDLできます。また、Eラーニング受講画面上でもDL可能です。

※製本されたテキストをご希望の場合は、別途購入のお申込みが必要となります。

42P「割賦販売法・自主ルール研修テキストの申込みについて」をご確認ください。

5. 一般研修（**会員主催研修**）の実施概要

研修対象会員は、以下の要件を満たすことで会員主催研修を実施することができ、受講対象職員が所属する会員の会員主催研修を受講し修了した場合、一般研修を修了したものとみなします。

講師資格者がいる場合

会員主催研修の要件

(1) 研修内容を正確かつ確実に伝えることができる以下のいずれかの方法によること。

- ① 受講者を集合させた会場等で講師が対面する方法により直接教授すること。
- ② 双方向性のある会議システム等（Zoom等）を活用して講師の講義場所と受講者の受講場所が隔地間で行われるものであって、以下のすべての要件に該当するとき。
 - ・ 講義場所と受講場所間において、即時かつ双方向での動画映像による通話ができること。
 - ・ 通信回線等は常時接続とし、受講者の受講状況を講師が確認できるものであること。
- ③ 双方向性のない会議システム等（Eラーニングシステム等）を活用して隔地間において講義を行う場合であって、以下のすべての要件に該当するとき。
 - ・ 講義内容を提供する場所（以下「本部」という。）と受講場所を通信回線等で結び、本部及び受講場所にそれぞれ設置した機器によって、本部から受講場所へ講義内容が提供できること。この場合、ビデオ等により講義を行うことも認めるものとするが、当該ビデオ等は15Pに定める基準に基づくものであること。
 - ・ 受講者は会員の指示（指定された時間帯を含む。）のもと、上記の機器が設置された受講場所にて、受講するものであること。
 - ・ 細則第3条に定める講師資格者の設置を行い、社内教育体制の整備が図られていること。

(2) 協会が作成した「割賦販売法・自主ルール研修テキスト」を使用するとともに、協会が作成した問題により理解度測定を行うこと。ただし、以下に定める方法により会員が作成する研修資料及び理解度測定問題を使用することを認める。

- ・ 会員が会員主催研修を行う場合は、協会作成のテキストを使用することを基本とし、会員特有の業務内容に関する事項については、会員が当該事項に関する内容の教材を作成し研修を行うことができるものとする。

- ・ 会員は、協会が提示する理解度測定問題一覧から、協会が定める基準に基づき、30問を選択のうえ理解度測定問題を作成できるものとする。ただし、会員が特有の業務に応じた問題を作成して追加する場合には、5問まで追加することができる。この場合、追加問題数を含めた全問題数の7割以上の正解をもって修了とする。

※会員が作成する研修資料等（資料内容や概要、会員作成の理解度測定問題）については、可能な範囲で本会に提出することとする。

(3) 協会主催の一般研修と同等の研修内容等であること。

講師資格に応じ講師を務めることができる研修

講師資格の種類	講師を務めることができる研修 (すべて一般研修のみ)
包括研修講師資格	包括研修
A C Q研修講師資格	A C Q研修
個別研修講師資格	個別研修
包括研修講師資格及びA C Q研修講師資格	包括研修、A C Q研修、カード総合研修
包括研修講師資格、A C Q研修講師資格、 及び個別研修講師資格	包括研修、A C Q研修、個別研修、カード 総合研修、合同①研修、合同②研修、合同 ③研修
包括研修講師資格及び個別研修講師資格	包括研修、個別研修、合同②研修
A C Q研修講師資格及び個別研修講師資格	A C Q研修、個別研修、合同③研修

※ 講師資格者は、原則、自社の研修以外で講師を務めることはできません。

※ 弁護士は、すべての一般研修の講師を務めることができます（45Pに定める様式の届出書をご提出いただきます）。

※ 講師資格は、講師資格認定の日から3年を経過した日が属する年度の末日まで有効です。

また、有効期間満了の日までに講師更新研修を修了しなければ、講師資格は失効します。

※ 講師資格者は、氏名又は会社名に変更が生じた場合には、遅滞なく協会に届け出てください（46Pに定める様式の届出書をご提出いただきます）。

会員主催研修（一般研修）の方法等

1. テキスト等	<p>①指定の各研修テキストを使用すること（データでの使用も可）を原則とします（当該年度以外のテキスト、動画教材等は使用できません）。</p> <p>②上記①に併せて、会員において特有の業務内容に関する事項がある場合は、会員が当該事項に関する内容の教材資料を作成し、研修を行うこともできます。</p>
2. 研修時間	<p>①下記の研修時間（理解度測定含む）を確保してください。</p> <p>包括研修 : 2時間30分以上 A C Q研修 : 2時間30分以上 個別研修 : 3時間以上 カード総合研修 : 3時間以上 合同①研修 : 4時間30分以上 合同②研修 : 4時間以上 合同③研修 : 4時間以上</p> <p>②所定の研修時間を満たす場合は、分割して実施することもできます。</p> <p>③なお、更新受講者（2巡目以降の受講者）については、会員が実施するにあたり、自主ルール研修の目的達成に支障がないと判断した場合に下記の研修時間（理解度測定含む）で実施することもできます。</p> <p>包括研修 : 2時間以上 A C Q研修 : 2時間以上 個別研修 : 2時間以上 カード総合研修 : 2時間以上 合同①研修 : 3時間以上 合同②研修 : 2時間30分以上 合同③研修 : 2時間30分以上</p>

3. 理解度測定の実施方法	<p>①研修の最後に30分間の理解度測定を実施します。</p> <p>②テキスト等を持ち込み、参照することもできます（会員の判断によりテキスト等を参照しないで理解度測定を実施することも可とします）。ただし、上記2. ③の研修における理解度測定については、教材等の持込不可となります。</p> <p>③採点は会員で行っていただくようお願いします。</p>
4. 理解度測定問題	<p>以下のいずれかの問題を使用することができます。</p> <p>①協会が提供する会員主催研修用の理解度測定問題（30問）を使用。</p> <p>②協会が提供する理解度測定問題一覧から、協会が定める基準に基づき、30問を選択のうえ作成し使用。</p> <p>③上記②に、会員が特有の業務に応じた問題を作成し追加して使用（この場合は、5問（問題数合計35問）まで追加ができます）。</p> <p>※①、②の協会作成問題又は問題一覧の提供を希望される場合は、JCA資格NETからDLしてください。</p>
5. 修了要件	<p>所定の研修時間を確保した研修を受講し、かつ、理解度測定問題（追加問題数を含む）の7割以上の得点者が修了者となります。</p> <p>※理解度測定で7割未満の得点者については、受講した同年度内に限り再度理解度測定のみを行うことができ、修了要件を満たした場合は修了とみなします。</p>
6. 研修区分特例	<p>複数の業務を登録している会員は、当該職員の担当業務が登録区分の業務のいずれかの業務のみに従事していることが、客観的に説明できる場合には、当該従事している業務の研修区分のみの受講ができます。</p>

講師資格者がいない場合（講師資格者を増員する場合を含む）

- (1) 講師資格者がいない場合は、会員主催の自主ルール研修はできません。会員主催研修を実施したい場合は、協会主催の講師育成研修を受講して、講師資格者を設置してください。
- (2) 講師育成研修の理解度測定において9割以上を得点すると、講師として認定されます。

【講師育成研修の区分と認定される講師資格】

講師育成研修の区分	認定される講師資格
包括講師育成研修	包括研修講師資格
ACQ講師育成研修	ACQ研修講師資格
個別講師育成研修	個別研修講師資格
カード総合講師育成研修	包括研修講師資格 ACQ研修講師資格
合同①講師育成研修	包括研修講師資格 ACQ研修講師資格 個別研修講師資格
合同②講師育成研修	包括研修講師資格 個別研修講師資格
合同③講師育成研修	ACQ研修講師資格 個別研修講師資格

※ クレカウンセラー認定者は包括、ACQ、個別研修講師資格が認定されます（認定後3年毎の更新が必要です）。

※ 弁護士は全ての一般研修の講師を務めることができます（45Pの届出書をご提出いただきます）。

双方向性のない会議システム等を活用した研修（会員主催研修）

会員主催研修については、研修内容を正確かつ確実に伝えることができる方法により行うことが実施要件となりますが、12P(1)③で定める要件を満たすことで、双方向性のない会議システム等を活用した会員主催研修を実施することができます。実施にあたりビデオ等を使用するときは以下に定める基準に基づくものとし、講師資格認定者（クレカウンセラー含む）又は弁護士が作成し、協会への届出が必要になります。（48Pの届出書をご提出いただきます）。

【ビデオ等の作成に係る基準】

1. 教材に盛り込む最低限必要な事項に関する基準
 - (1) 研修の位置づけ、目的、必要性が盛り込まれていること。
 - (2) 教材の全体構成が適切であること。
 - ① 協会作成のテキスト内容をベースに作成されていること。
 - ② 自分で学習できるようにテキストの該当ページが盛り込まれていること。
 - ③ 4. の研修時間を確保することを前提に、自社特有の業務に関連する事項を盛り込むことも可とする。
 - (3) その他留意事項
 - ① できる限り社内規則や帳票類を用いること。
 - ② できる限り理解しやすく平易な表現を用いること。
2. 教え方等に関する基準
教材の使い方や教え方が適正であること。
3. 機器の機能等に関する基準
 - (1) 講師等の音声等によって説明がされていること。
 - (2) 早送りやスキップできる機能がないこと（その機能を使用しないよう監督者が受講状況を確認している場合を含む）。
4. 研修時間に関する基準
ビデオ等のみで研修を行う場合は以下のとおりとする。
 - イ 包括研修 2時間以上
 - ロ ACQ研修 2時間以上
 - ハ 個別研修 2時間30分以上
 - ニ カード総合研修（包括研修・ACQ研修） 2時間30分以上
 - ホ 合同①研修（包括研修・ACQ研修・個別研修） 4時間以上
 - ヘ 合同②研修（包括研修・個別研修） 3時間30分以上
 - ト 合同③研修（ACQ研修・個別研修） 3時間30分以上（いずれの場合も理解度測定的时间（30分）を含まない。）
ただし、2巡目以降の受講対象者については、以下とすることができる。
 - イ 包括研修 1時間30分以上
 - ロ ACQ研修 1時間30分以上
 - ハ 個別研修 1時間30分以上
 - ニ カード総合研修（包括研修・ACQ研修） 1時間30分以上
 - ホ 合同①研修（包括研修・ACQ研修・個別研修） 2時間30分以上
 - ヘ 合同②研修（包括研修・個別研修） 2時間以上
 - ト 合同③研修（ACQ研修・個別研修） 2時間以上（いずれの場合も理解度測定的时间（30分）を含まない。）
5. 講師資格者が関与する基準
講師資格者（クレカウンセラー含む）又は弁護士が教材の作成に関与した旨の届出を提出すること。

【ビデオ等の使用に係る届出の流れ】

- (1) <会員>協会への事前相談（教材を作成する前に、協会に必ず相談をしてください）。
- (2) <協会>相談内容に応じて、研修の要件や教材の基準、手続き等についてアドバイス。
- (3) <会員>協会への事前確認依頼。事前相談の内容を踏まえ、教材の原案の作成及び教材の運用案等（研修方法や教材の使用方法等）を作成。作成後、協会に確認依頼等。
- (4) <協会>教材の原案の内容確認及び運用案の確認。内容等が不十分な場合は修正を依頼。
- (5) <会員>修正依頼項目・内容の修正。修正内容を協会に再確認依頼。
- (6) <協会>教材の原案の内容及び運用案が基準を充足している又は概ね基準を充足している場合は、内容等の一部修正依頼と48Pの届出書の提出を依頼。
- (7) <会員>届出書に、事前に確認をした内容に基づいて必要事項を記入し、教材の原案の最終版を添付して提出。
- (8) <会員>教材の作成開始。教材完成後、研修開始。

6. 講師育成研修の実施概要

- 「研修対象会員」は社内教育体制の整備の観点から、割賦販売法及び自主ルールを遵守した適正な業務を行うため、講師資格者を置くことが求められています。
- 講師資格者は、細則第3条に定める社内体制の整備に資するよう、次の役割を担うものとします(細則第17条)。
 - (1) 会員主催研修の該当する種類の研修講師を務めること。
 - (2) 一般研修を受講する受講対象職員に対し、質問等への回答及び助言を行うこと。
 - (3) 割賦販売法及び自主ルールに関し社内において実務と関連付けた観点から日常的に助言を行うこと。

受講対象者

研修対象会員の役職員のうち、講師育成研修を受講しようとするときから原則前3年度以内に、取得しようとする講師資格と同一区分の一般研修を修了した役職員であって、講師になろうとする者。

開催方法・時期等

2026年度の講師育成研修は動画配信方式で実施します。
開催時期については、2026年9月～2027年3月を予定しています。

申込みは「JCA資格NET」（新システム）からとなります。
受講申込後、受講者はいつでも受講を開始することができます。

受講途中で中断もできます（理解度測定を除く）。受講を開始されましたら受講開始日を含む90日間のうちに受講を終えていただくようお願いいたします。

※動画の視聴時間は、理解度測定も含め2時間程度です。
※受講を開始した日によっては、開講期間との兼ね合いで90日間より少ない受講可能期間となる可能性もございます。

具体的な申込方法は、31P「10. 各研修の申込手続き等について」の「講師育成研修」をご確認ください。

また、講師派遣制度に基づくリモート及び集合方式での講師育成研修の実施も可能です。別途お問い合わせください。

研修の区分

〔講師育成研修の区分と認定される講師資格〕（再掲）

講師育成研修の区分	認定される講師資格
包括講師育成研修	包括研修講師資格
A C Q講師育成研修	A C Q研修講師資格
個別講師育成研修	個別研修講師資格
カード総合講師育成研修	包括研修講師資格 A C Q研修講師資格
合同①講師育成研修	包括研修講師資格 A C Q研修講師資格 個別研修講師資格
合同②講師育成研修	包括研修講師資格 個別研修講師資格
合同③講師育成研修	A C Q研修講師資格 個別研修講師資格

※合同②講師育成研修、合同③講師育成研修については動画配信いたしません。

講師派遣制度にて承ります。申込方法等は22P「8 講師派遣制度」をご参照ください。

研修内容・修了要件

研修内容は、講師として認識しておくべき事項、割賦販売法及び自主ルールの重点事項等、行政処分や法令等遵守状況調査の事例等になります。

所定の動画を最後まで視聴し、協会が作成する理解度測定において9割以上の得点した者を講師資格者と認定します。

理解度測定・講師資格認定基準

1. 理解度測定の内容等	① 出題の範囲 原則、各研修テキストから出題します。 ② 出題形式 正誤問題のWEB解答方式とします。
2. 理解度測定の実施方法	①研修の最後に15分間の理解度測定（10問）を実施します。 ②テキスト等を参照しながら解答することができます。 ③WEBで解答が終わると、結果が画面上に即時表示されます。
3. 講師資格認定基準	①講師育成研修において所定の動画を最後まで視聴し、かつ理解度測定で9割以上の得点者を講師資格者と認定します。 ②理解度測定で7割以上の得点者は一般研修の修了者とみなしますので、改めて一般研修を受講する必要はありません。

受講料（1人あたり、税込）

講師育成研修受講料	5,500円
-----------	--------

テキスト

（1）受講にあたっては、研修の区分ごとに、協会が作成した「割賦販売法・自主ルール研修テキスト」を参照しながら学習してください。

テキストの種類	使用する講師育成研修の区分
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> 包括信用購入あっせん業務編	包括講師育成研修、カード総合講師育成研修、 合同①講師育成研修、合同②講師育成研修
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> クレジットカード番号等取扱契約締結業務編	A C Q講師育成研修、合同③講師育成研修
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> 個別信用購入あっせん業務編	個別講師育成研修、合同①講師育成研修、 合同②講師育成研修、合同③講師育成研修
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> 講師研修テキスト	すべての区分

（2）テキストについては、いずれも受講画面上でDL可能です。

※製本されたテキストをご希望の場合は、別途購入のお申し込みが必要となります。

42P「割賦販売法・自主ルール研修テキストの申込みについて」をご確認ください。

7. 講師更新研修の実施概要

受講対象者

講師資格認定者で講師資格を更新しようとする者。

開催方法・時期等

2026年度の講師更新研修は動画配信方式でのみ実施します。
開催時期については、2026年9月～2027年3月を予定しています。

申込みは「JCA資格NET」（新システム）からとなります。
受講申込後、受講者はいつでも受講を開始することができます。

受講途中で中断もできます。受講を開始されましたら受講開始日を含む90日間のうちに受講を終えていただくようお願いいたします。

※動画の視聴時間は、課題ワークも含め2時間程度です。
※受講を開始した日によっては、開講期間との兼ね合いで90日間より少ない受講可能期間となる可能性もございます。

具体的な申込方法は、31P「10. 各研修の申込手続き等について」の「講師更新研修」をご確認ください。

また、講師派遣制度に基づくリモート及び集合方式での講師更新研修の実施も可能です。別途お問い合わせください。

研修の区分

【講師更新研修の区分と更新される講師資格】

講師更新研修の区分	更新される講師資格
ACQ講師育成研修	ACQ研修講師資格
個別講師更新研修	個別研修講師資格
カード総合講師更新研修	包括研修講師資格 ACQ研修講師資格
合同講師更新研修	包括研修講師資格 ACQ研修講師資格 個別研修講師資格

※包括講師更新研修を希望する方は、カード総合講師更新研修を受講してください。

研修内容・修了要件

研修内容は、クレジット業界における最新動向（行政処分や法令等遵守状況調査の事例含む）、割賦販売法及び自主ルールに関する実務的課題等になります。

課題ワーク（苦情処理業務における問題点・対応の考え方等）として、受講者自身で考え方をまとめ、適切な対応への気づきや再確認を行う研修とします。

課題ワークの提出も含め所定の研修時間受講した者を修了者とし、理解度測定は行いません。講師資格有効期間については、研修修了後に即時延長されます。

講師更新研修後の講師資格の有効期間

講師更新研修の修了日から3年を経過した日が属する年度の末日まで。

2026年度の講師更新研修を受講修了した場合、2030年3月31日（2029年度の末日）までが講師資格の有効期間となります。

※ 講師資格有効期間内に、講師更新研修を受講・修了しなかった場合は、やむを得ない理由がある場合を除き、講師資格の更新はできず、講師資格有効期間の満了日をもって講師資格が失効となります。

※ 講師資格認定者の更新研修受講時期について、協会からリマインド等は行っておりませんので、申込責任者にて管理をお願いいたします。

受講料（1人あたり、税込）

講師更新研修受講料	5,500円
-----------	--------

テキスト

（1）受講にあたっては、研修の区分ごとに、協会が作成した「割賦販売法・自主ルール研修テキスト」を参照しながら学習してください。

テキストの種類	使用する講師更新研修の区分
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> 包括信用購入あっせん業務編	カード総合講師更新研修、合同講師更新研修
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> クレジットカード番号等取扱契約締結業務編	A C Q講師更新研修
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> 個別信用購入あっせん業務編	個別講師更新研修、合同講師更新研修
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> 講師研修テキスト	すべての区分

（2）テキストについては、いずれも受講画面上でDL可能です。

※製本されたテキストをご希望の場合は、別途購入のお申込みが必要となります。

42P「割賦販売法・自主ルール研修テキストの申込みについて」をご確認ください。

8. 講師派遣制度

研修の位置づけ

- (1) 講師派遣による研修は、会員企業内で行う研修であっても、「協会主催研修」の一般研修又は講師育成研修、講師更新研修として実施します。
- (2) 研修の種類、テキスト、カリキュラム、理解度測定の実施方法と採点、修了基準等は、原則として協会主催研修と同様となります。

実施する研修の種類

- ①一般研修、②講師育成研修、③講師更新研修の3種類です。

実施日程・会場等

7月～3月中旬頃までの間で実施可能です。ご希望の日時をできる限り優先しますが、日程によっては講師を派遣できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

会場は会員企業側で手配してください（費用が発生する場合はご負担ください）。リモート方式や集合方式等、開催方式は柔軟に対応可能です。

研修時間については、協会主催研修と同等の時間を確保してください。

受講料等

各研修の一人当たりの費用に受講者数を乗じた額をご請求いたします。講師派遣料は無料ですが、出張を伴う場合には原則実費（交通費・宿泊費）をご請求いたします。

研修の種類	研修の区分	派遣料	一人当たりの費用
一般研修	包括研修 ACQ研修 個別研修 カード総合研修 合同①研修 合同②研修 合同③研修	出張を伴う場合には 原則実費	3,850円(税込)
講師育成研修	包括講師育成研修 ACQ講師育成研修 個別講師育成研修 カード総合講師育成研修 合同①講師育成研修 合同②講師育成研修 合同③講師育成研修		6,600円(税込)
講師更新研修	ACQ講師更新研修 個別講師更新研修 カード総合講師更新研修 合同講師更新研修		

テキスト

- (1) 受講にあたっては、研修の種類、区分ごとに、協会が作成した「割賦販売法・自主ルール研修テキスト」を参照しながら学習してください。
- (2) テキストについては、「JCA資格NET」（新システム）の申込責任者管理画面内からデータをDLできますので、必要に応じ各受講者にご連携ください。
※製本されたテキストをご希望の場合は、別途購入のお申込みが必要となります。
42P「割賦販売法・自主ルール研修テキストの申込みについて」をご確認ください。
- (3) 講師研修（講師育成研修、講師更新研修）で必要となる「講師研修テキスト」については、申込責任者宛に協会から個別にデータをお送りいたしますので、受講者の方へ展開いただくようお願いいたします。

講師派遣制度を利用し、リモート方式ではなく「集合方式（対面）」で研修を行う場合、当該研修の受講に必要なテキストについては、研修の実施に先立って、受講者人数分製本されたものを無料でお送りいたします。

実施条件等

同一地域内で複数社共同による開催も可能です（会員企業であるグループ企業の共同開催や地域の複数の会員の共同開催等）。その場合の調整（派遣料の負担割合等）は、会員企業において行ってください。

申込期限は、原則開催日の1ヶ月前といたします。申込みの際はご注意ください。

なお、講師派遣制度を利用して講師育成研修、講師更新研修を受講される場合、講師資格の付与・更新のため、事前にJCA資格NET（新システム）上で受講者アカウント登録が必要です。詳しくは24P「9. JCA資格NETの各種登録について」の受講者登録をご確認ください。

申込方法

- ① 41PまたはJCA資格NET内にある申込書に必要事項を記入し、当協会宛にメール又はFAX、郵送等で送付してください。
※開催1回につき申込書が1枚必要です。2回ご希望の場合は2枚ご送付ください。
- ② 当協会にて開催日時の検討をし、開催日時が決まり次第、本申込書の事務局使用欄に決定日時等を記入しメールにて通知します（本申込書が到着後、約1週間以内に通知します）。
同時に当該研修の受講者を入力いただくためのフォーマットをお送りしますので、ご記入の上、当協会指定の期日までにメール又は郵送等にて提出してください。

9. JCA資格NETの各種登録について

本年度より、割賦販売法・自主ルールにかかる協会主催研修（コンプライアンス研修、一般研修、講師育成研修、講師更新研修）は、全て同一の新システム（JCA資格NET）【URL：https://j-credit.s-lms.net/】にて申込みや管理等が行えるようになります（講師派遣制度を除く）。

当該新システムを使用するためには、まず「申込責任者」の登録が必要となります。また、研修を受講するためには、研修の受講に先立って「受講者アカウントの登録」も必要となります。

※昨年度EラーニングシステムにおいてEラン申込責任者登録をされている方は、重ねて申込責任者登録をしていただく必要はございません。同様に昨年度一般研修又はコンプライアンス研修の受講にあたって受講者アカウントの登録をされている場合は、重ねて受講者アカウントを登録していただく必要はございません。

ここではまず「申込責任者登録」と「受講者アカウントの登録」について触れ、その後各研修の申込方法等についてご案内いたします。

申込責任者登録

受講申込みを行うためには、あらかじめ申込責任者の登録が必要です。会員1社につき、申込責任者は1名となります。

申込責任者登録手順

※システム製作中のため、画像は変更となる可能性があります。

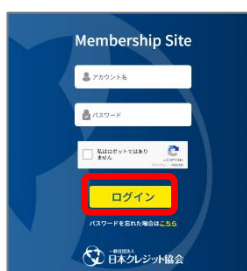
〔協会ホームページ(一般サイト)〕



〔JCA資格NET〕



〔協会ホームページ(会員専用サイト)〕



〔TOP画面下部〕



割賦販売法・自主ルール研修関係

(1) 2025年度 割賦販売法・自主ルール研修 実施要領 PDF

(2) 2025年度 割賦販売法・自主ルール研修 FAQ PDF

※研修の申込等については「JCA資格NET」をご利用ください。

① 「申込責任者新規登録」 をクリック (<https://j-credit.s-lms.net/preusers/regist/>)。

② 新規登録フォーム（仮登録）に必要な事項を入力。利用規約にご同意いただき、「送信する」をクリック。

③ メールが送信されるため、本文に記載されたURLをクリック。
(送信元アドレス:kenshu@jcredit.jp)

④ 登録完了の表示とともに、登録完了メールが送信されます。

⑤ メール記載のURLからID・初期パスワードを用いてログイン。

⑥ 初回ログイン時には、「パスワード設定及び情報入力」画面が表示されるため、必要事項をご入力ください。※ご登録いただいたご住所が今後の請求書送付先となります。

受講者登録

個別登録と一括登録がございます。

「受講者登録時の注意事項」をご確認の上、次ページの手順に従ってご登録ください。

※協会での代行登録は行っておりませんが、セキュリティ上の理由等でどうしても登録できない場合等はお相談ください。

受講者登録時の注意事項

(1) ID附番ルール

受講者を登録するにあたっては、受講者毎にIDの登録が必要となります。IDは「半角英数字4文字以上」であれば自由に設定可能です。

ただし、既に他の受講者で使用されているIDの場合、「このユーザIDはすでに使用されています。」とエラーメッセージが出ますので、別のIDで登録してください。

※同一会員において、英大文字と英小文字は区別されず同一IDと認識されるため、受講者登録の際にはご注意ください。

例) 自社で既に「abcd」というIDの受講者がいる状態で、新たに「ABCD」というIDの別の受講者を登録しようとする、同じIDと認識され、アカウントが上書き登録(ユーザID「abcd」の受講履歴等を含む情報が削除)されてしまいます。

(2) パスワード

パスワードは自動生成されません。

アカウント登録時に申込責任者が任意のパスワード(初期パスワード)を設定してください。

受講者は初期パスワードで初回ログイン後、任意のパスワードに変更していただく必要があります。

※どちらのパスワードも「半角英数字6文字以上」であれば自由に設定可能です。

(3) 受講者へのID/パスワード通知

受講者登録時に、お知らせメールを受講者へ送信する機能がございます。

※本機能は受講者登録時のみのものですので、受講者登録を完了した後に本機能を使ってメールを送ることはできません。受講者登録後に受講者に対して何らかの通知をされたい場合は、JCA資格NETの申込責任者画面から別途メール送信していただくか、社内メール等でご通知ください。

※申込責任者画面からメールを送信する機能等、新システムの操作方法については別途ご案内予定です。

受講者登録の手順

※システム製作中のため、画像は変更となる可能性がございます。

【個別登録】

- ① 「JCA資格NET」トップ画面から申込責任者としてのID、パスワードでログイン。
(<https://j-credit.s-lms.net/>)
- ② ログイン後、「アカウント」から「アカウント個別登録」をクリック。



③ 赤枠の必要事項を入力し、確認画面へ進む。

アカウント個別登録

権限	受講者
ユーザID ※必須	
氏名 ※必須	
メールアドレス ※必須	
所属	日本クレジット協会
種別	一般
備考	
パスワード ※必須	
パスワード(再入力) ※必須	
<input checked="" type="checkbox"/> 『登録のお知らせ』メールを送る	※チェックが外れている場合は、『登録のお知らせ』メールが配信されません。
メール設定	タイトル アカウントを登録しました 内容 システムに登録して、必要な受講をお願いいたします。

空欄を選んでください
(今年度からは「種別」という概念が無くなります)

確認画面へ

※ 『「登録のお知らせ」メールを送る』にチェックを入れると、ユーザIDとパスワードがシステムより自動通知されます。チェックを入れないと、受講者には何も送信されません。必要に応じ、受講者へユーザIDと初期パスワードをご連携ください。

※ 送信される文面には以下の内容が固定で入りますが、タイトルを変えたり、冒頭にメッセージを入れたりすることが可能です。この受講者アカウント登録のタイミングで、「いつまでに受講してください」など、受講者へ案内したい内容がある場合には、追記してください。

【固定】受講者名、ログインURL、ユーザID、初期パスワード、署名欄

【変更可】タイトル、メッセージ

デフォルトのタイトル：アカウントを登録しました

デフォルトのメッセージ：システムに登録して、必要な受講をお願いいたします。

【デフォルトを使用した場合の送信メール】

```
登録のお知らせメール
XXXXXX 様

システムに登録して、必要な受講をお願いいたします。

https://j-credit.s-lms.net

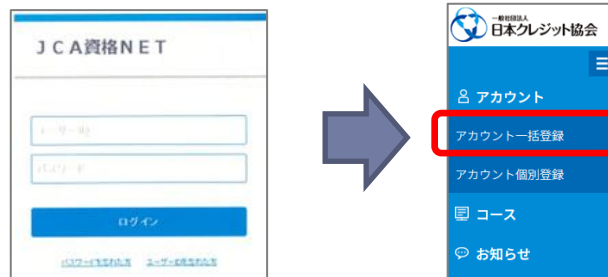
ID: XXXXX
初期パスワード: XXXXX

-----
一般社団法人日本クレジット協会
自主規制部
TEL : 03-5645-3303 (割賦販売法・自主ルール研修担当直通)
e-mail : kenshu@jcredit.jp
-----
```

④ 内容を確認し、「登録する」をクリックして登録を完了させる。

【一括登録】

- ① 「JCA資格NET」トップ画面から申込責任者としてのID、パスワードでログイン。
(<https://j-credit.s-lms.net/>)
- ② ログイン後、「アカウント」から「アカウント一括登録」をクリック。



- ③ 一括登録用テンプレートダウンロードをクリック



- ④ ダウンロードしたテンプレートに必要な事項を入力し、ファイルをアップロードする。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1	権限	ユーザID	ふりがな	氏名	メールアドレス	パスワード	所属名	種別名	備考	終端記号
2	0	00002601		研修 花子	〇〇@jcredit.jp	jcredit2026	日本クレジット協会			#
3	0	00002602		研修 太郎	〇〇@jcredit.jp	jcredit2026	日本クレジット協会			#

列	入力項目		入力の留意点
A	権限	必須	0を入力(半角ゼロ)
B	ユーザID	必須	半角英数字4文字以上
C	ふりがな	任意	
D	氏名	必須	
E	メールアドレス	必須	
F	パスワード	必須	半角英数字6文字以上
G	所属名	必須	会員名を入力 ※申込責任者アカウントの所属名に記載されている会員名
H	種別名	必須	空欄
I	備考	任意	※検索時に利用可能(全角1000文字以内)
J	終端記号	必須	#を入力(半角)

※『「登録のお知らせ」メールを送る』にチェックを入れると、ユーザIDとパスワードがシステムより自動通知されます(26P参照)。

⑤ 内容を確認し、「登録する」をクリックして登録を完了させる。

受講者の方に行っていただくこと

(1) 通知または申込責任者より連携されたユーザID・初期パスワードを用いて、ログインをしてください。(https://j-credit.s-lms.net/)

(2) ログイン後、「パスワード設定及び情報入力」が表示されますので、新しいパスワードを設定してください。

(3) 受講コースを選択し、「このコースを受講」をクリックします。

※この時点から受講開始となり、受講期間内(原則90日以内)での修了が求められますので、ご注意ください。

※申込責任者の方におかれましては、上記手順を受講者の方にご周知いただきますようお願いいたします。

受講者の管理

申込責任者の方は受講者の進捗を確認することができます。

受講履歴の取得方法は2つあります。

- ・WEB画面上で表示
- ・CSV形式にて一覧でダウンロード

WEB画面上での確認方法

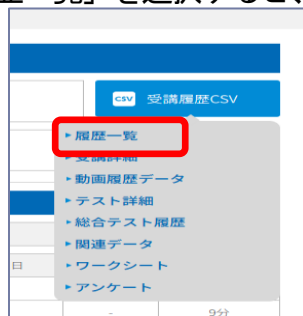
ログイン後に表示される、「コース画面」より確認したいコースを選択。

受講者数 ▶1人 受講中 ▶0人 受講完了 ▶0人 未受講 ▶1人									
<input type="checkbox"/>	ユーザID	氏名	開講日	受講開始日	進捗率	点数	受講完了日	閉講日	受講時間
<input type="checkbox"/>	sample01	受講者	2025/02/20	-	0%	-	-	2025/03/02	0分

CSV形式でのダウンロード方法

ログイン後に表示される、「コース画面」より確認したいコースを選択。

「受講履歴CSV」から「履歴一覧」を選択すると、ダウンロードされます。



10. 各研修の申込手続き等について

一般研修（協会主催研修：Eラーニング方式）

○申込みは、「JCA資格NET」（新システム）からとなります。

URL：<https://j-credit.s-lms.net/>

※新システムの稼働は7月からを予定しております。

○講師資格者のいない会員は、細則第12条第3項の規定に基づき、Eラーニング方式での受講ができません。講師派遣制度に基づくリモート及び集合方式での協会主催研修にて実施いたしますので、別途お問い合わせください。

申込開始日/開講日

2026年度の受講申込開始及び開講日は7月1日（水）を予定しております。

受講可能期間

受講を開始されてから90日間です。ただし、2027年3月12日（金）23：59を過ぎますと、年度内に受講修了することが出来なくなりますので、ご注意ください。

※受講を開始した日によっては、開講期間との兼ね合いで90日間より少ない受講可能期間となる可能性もございます。

申込方法（今年度から変更になっています）

昨年度は受講者アカウント登録時に「一般」もしくは「一般・コンプライアンス」という「種別」を登録いただくことで、自動的に当該受講者に各社の事業区分（包括、個別等）に応じたEラーニングコンテンツが紐づき、開講日を迎えると受講画面上に当該コンテンツが表示されるようになっていました。

今年度からは受講者の「種別」による自動紐付けは行わず、申込責任者画面内で対象受講者や受講コースの選択といった「申込み」手続きを行えるようにし、直感的に申込み手続きを進められるようにいたします。

なお、現在システム改修中のため、具体的な申込方法については6月中旬頃を目途に、別途JCA資格NETへの掲出や申込責任者様宛のメール等にて周知させていただきます。

受講料の請求

(1) Eラーニングの受講料は1講座1人あたり1,650円（税込）です。

※テキストについては「JCA資格NET」の申込責任者管理画面内からデータをDLできます。

また、Eラーニング受講画面上でもDL可能です。

※製本されたテキストをご希望の場合は、別途購入のお申込みが必要となります。

（42P「割賦販売法・自主ルール研修テキストの申込みについて」参照）

(2) 毎月20日までに開講した分の請求については、翌月上旬に請求書を送付します。

※ ここでいう「開講」とは、受講者が「このコースを受講」を押下したタイミングを指します。

※ 仮に10個の講座を受講申込みいただいた場合で、締め日（毎月20日）までに5講座分しか開講しなかった場合、翌月のご請求金額は $1,650 \times 5 = 8,250$ 円（税込）になります。

※ 2027年2月21日～閉講日までの開講分については、3月中旬頃の発送を予定しています。

(3) 受講者は受講開始後90日以内（受講開始日含む）に「章末テスト」を含め、受講を修了する必要があります。当該期間内に修了しない場合は再受講となり、再度受講料がかかります。

その他

コンテンツの視聴について

時間帯によっては、アクセスが集中し一時的にログインがしづらい状態が発生する可能性があります。その場合は時間をおいて、再度お試しくださいようお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

受講申込にあたって入力等された個人情報は、協会が開催する自主ルール研修に係る受講者管理、事務連絡、請求事務等に利用させていただきます。

講師育成研修

○申込みは、「JCA資格NET」（新システム）からとなります。

URL：<https://j-credit.s-lms.net/>

※新システムの稼働は7月からを予定しております。

申込開始日/開講日

2026年度の受講申込開始及び開講日は9月1日（火）を予定しております。

受講可能期間

受講を開始されてから90日間です。ただし、2027年3月12日（金）23：59を過ぎますと、年度内に受講修了することが出来なくなりますので、ご注意ください。

※受講を開始した日によっては、開講期間との兼ね合いで90日間より少ない受講可能期間となる可能性もございます。

申込方法（今年度から変更になっています）

昨年度は旧JCA資格NETからお申込みいただいておりましたが、今年度からは旧JCA資格NETとEラーニングシステムを統合した新システム（名称は引き続きJCA資格NET）からのお申込みとなります。URL：<https://j-credit.s-lms.net/>

なお、現在システム改修中のため、具体的な申込方法については6月中旬頃を目途に、別途JCA資格NETへの掲出や申込責任者様宛のメール等にて周知させていただきます。

受講申込にかかる昨年度からの変更点

システム統合に伴い不要となる手続き等について

- ・協会からの受講者台帳の送付がなくなります。
 - ・受講者自身が受講画面上でテキストデータをダウンロードできるため、事前に申込責任者から受講者へテキストデータをご連携いただく必要がなくなります。
- ※製本されたテキストをご希望の場合は、別途ご購入ください。

受講申込締切日の撤廃

- ・従来講師育成研修は、受講する月の前々月末を受講申込締切日としておりましたが、これを撤廃し、開講期間中は受講申込後にいつでも受講いただけるようにいたします。
- ※講師派遣制度を利用される場合は、原則受講希望日1ヶ月前までが申込締切日となります。

受講可能期間の延長

- ・昨年度の講師育成研修の受講可能期間については受講を開始された当日中としており、日を跨いだ受講は出来ませんでした。
 - ・本年度からは受講可能期間を延長し、受講を開始されてから90日間とします。
- ※12月以降に受講を開始された場合、開講期間との関係で90日より短くなる可能性がございます。
- ※理解度測定には、引き続き制限時間（15分）がありますのでご注意ください。

研修結果の反映タイミングについて

- ・従来講師育成研修受講後の資格取得結果の反映については、一定の時間をいただいておりますが、今年度より受講後即時画面上に表示されるようにいたします。
※講師派遣制度を利用される場合は、反映まで数営業日かかる予定です。

講師研修用テキストの販売開始

- ・従来講師育成研修で使用しておりました「講師テキスト」については販売をしておりませんが、ご要望の声があることから今年度より販売いたします。
1部1,650円(税込)
※なお、講師テキストデータにつきましては、受講画面上で確認、DL出来ます。

受講料の請求

- (1) **受講料は1講座1人あたり5,500円(税込)**です。

※テキストについては「JCA資格NET」の申込責任者管理画面内からデータをDLできます。
また、受講画面上でもDL可能です。
※製本されたテキストをご希望の場合は、別途購入のお申込みが必要となります。
(42P「割賦販売法・自主ルール研修テキストの申込みについて」参照)

- (2) 毎月20日までに開講した分の請求については、翌月上旬に請求書を送付します。

※ここでいう「開講」とは、受講者が「このコースを受講」を押下したタイミングを指します。
※仮に10個の講座を受講申込みいただいた場合で、締め日(毎月20日)までに5講座分しか開講しなかった場合、翌月のご請求金額は $5,500 \times 5 = 27,500$ 円(税込)になります。
※2027年2月21日～閉講日までの開講分については、3月中旬頃の発送を予定しています。

- (3) 受講者は受講開始後90日以内(受講開始日含む)に「理解度テスト」を含め、受講を修了する必要があります。当該期間内に修了しない場合は再受講となり、再度受講料がかかります。

その他

動画視聴について

時間帯によっては、アクセスが集中し一時的にログインがしづらい状態が発生する可能性があります。その場合は時間をおいて、再度お試しいただくようお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

受講申込にあたって入力等された個人情報は、協会が開催する自主ルール研修に係る受講者管理、事務連絡、請求事務等に利用させていただきます。

講師更新研修

○申込みは、「JCA資格NET」（新システム）からとなります。

URL：<https://j-credit.s-lms.net/>

※新システムの稼働は7月からを予定しております。

申込開始日/開講日

2026年度の受講申込開始及び開講日は9月1日（火）を予定しております。

受講可能期間

受講を開始されてから、90日間です。ただし、2027年3月12日（金）23：59を過ぎますと、年度内に受講修了することが出来なくなりますので、ご注意ください。

※受講を開始した日によっては、開講期間との兼ね合いで90日間より少ない受講可能期間となる可能性もございます。

申込方法（今年度から変更になっています）

昨年度は旧JCA資格NETからお申込みいただいておりますが、今年度からは旧JCA資格NETとEラーニングシステムを統合した新システム（名称は引き続きJCA資格NET）からのお申込みとなります。URL：<https://j-credit.s-lms.net/>

なお、現在システム改修中のため、具体的な申込方法については6月中旬頃を目途に、別途JCA資格NETへの掲出や申込責任者様宛のメール等にて周知させていただきます。

受講申込にかかる昨年度からの変更点

システム統合に伴い不要となる手続き等について

- ・協会から受講者台帳やZoom URLの事前送付がなくなります。
- ・受講者自身が受講画面上でテキストデータをダウンロードできるため、事前に申込責任者から受講者へテキストデータをご連携いただく必要がなくなります。
※製本されたテキストをご希望の場合は、別途ご購入ください。
- ・課題ワーク・アンケートの取りまとめならびに協会への送付がなくなります。

受講申込締切日の撤廃

- ・従来講師更新研修は、受講する月の前々月末を受講申込締切日としておりましたが、これを撤廃し、開講期間中は受講申込後にいつでも受講いただけるようにいたします。
※講師派遣制度を利用される場合は、原則受講希望日1ヶ月前までが申込締切日となります。

研修方法の変更

- ・本年度の講師更新研修は、講師育成研修と同様に、すべて動画配信により行います。受講可能期間については、受講を開始されてから90日間とします。
※12月以降に受講を開始された場合、開講期間との関係で90日より短くなる可能性がございます。

研修結果の反映タイミングについて

- ・従来講師更新研修受講後の結果の反映については、一定の時間をいただいておりますが、今年度より受講後即時反映されるようにいたします。
※講師派遣制度を利用される場合は、反映まで数営業日かかる予定です。

講師研修用テキストの販売開始

- ・従来講師更新研修で使用しておりました「講師テキスト」については販売をしておりませんが、ご要望の声があることから今年度より販売いたします。
1部1,650円(税込)
※なお、講師テキストデータにつきましては、受講画面上で確認、DL出来ます。

受講料の請求

- (1) 受講料は1講座1人あたり5,500円(税込)です。

- ※テキストについては「JCA資格NET」の申込責任者管理画面内からデータをDLできます。
また、受講画面上でもDL可能です。
※製本されたテキストをご希望の場合は、別途購入のお申込みが必要となります。
(42P「割賦販売法・自主ルール研修テキストの申込みについて」参照)

- (2) 毎月20日までに開講した分の請求については、翌月上旬に請求書を送付します。

- ※ここでいう「開講」とは、受講者が「このコースを受講」を押下したタイミングを指します。
※仮に10個の講座を受講申込みいただいた場合で、締め日(毎月20日)までに5講座分しか開講しなかった場合、翌月のご請求金額は $5,500 \times 5 = 27,500$ 円(税込)になります。
※2027年2月21日～閉講日までの開講分については、3月中旬頃の発送を予定しています。

- (3) 受講者は受講開始後90日以内(受講開始日含む)に「課題ワーク」の提出を含め、受講を修了する必要があります。当該期間内に修了しない場合は再受講となり、再度受講料がかかります。

その他

動画視聴について

時間帯によっては、アクセスが集中し一時的にログインがしづらい状態が発生する可能性があります。その場合は時間をおいて、再度お試しいただくようお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

受講申込にあたって入力等された個人情報は、協会が開催する自主ルール研修に係る受講者管理、事務連絡、請求事務等に利用させていただきます。

11. 新たな枠組みの研修について

本年度より、行政立入検査や協会による遵守状況調査において指摘の多い分野や、既存の研修では十分に扱えていなかった実務課題に着目した研修を、自主ルールで定められる研修とは別の枠組みで、新たに実施いたします。

本年度は、①苦情研修、②JDM研修の2種類の研修を実施いたします。これらの研修は、あくまで細則に定める割賦販売法・自主ルール研修の枠組みとは別という整理であり、受講することによって一般研修の受講に代えることや、講師資格を取得・更新することにはなりません。

各研修の詳細につきましては、以下のとおりです。

苦情研修

受講対象者

社内における苦情対応担当者、加盟店管理担当者、コンプライアンス部門や内部管理部門の方等を想定しておりますが、受講を希望する方であればどなたでもご受講可能です。

開催方法・時期等

原則対面による個社開催で実施いたします。場所は協会もしくは会員会社にてとなります。開催時期は9月からを予定しています。

研修内容

- ・ 苦情処理業務の基本についての再確認
- ・ 行政指摘事例等から見る留意点
- ・ 実際の苦情受付帳票等を用いた誤りやすい事例の説明
- ・ JDMの登録方法に係る留意点
- ・ 苦情処理業務におけるモニタリング等、経営管理上の留意点等

※研修の実施にあたり、差支えの無い範囲で事前資料（個人情報が含まれないもの）をご提出いただき、当日の研修内容に反映させていただきます。

※事前資料例：苦情対応に係る社内規則やマニュアル等、苦情・相談受付簿のひな形等
※ボリュームとしては、2時間程度の受講時間を想定しています。

受講料（1人あたり、税込）

苦情研修受講料	11,000円
---------	---------

テキスト

テキスト等はございません。

申込方法等

電話もしくはメールにて受付いたします。

TEL 03-5645-3303（割賦販売法・自主ルール研修担当直通）

E-mail kenshu@jcredit.jp

申込みからの受講、請求までの流れは以下のとおりです。

- ①受講希望日の2ヶ月前までを目途にお申込みいただく
- ②日程・開催場所の調整、講師の確保⇒開催確定のご連絡
- ③研修実施日1ヶ月前までを目途に事前資料を提出いただく（任意）
- ④研修実施、受講料のご請求

申込開始日/開講日

申込みは2026年7月1日（水）より承ります。開講は2026年9月1日（火）の予定です。なお、それぞれ間近になりましたらJCA資格NET等で告知を行います。

開講期間

2026年9月1日（火）～2027年3月12日（金）を予定しております。

受講料の請求

毎月20日までに受講された分の請求については、翌月上旬に請求書を送付します。

2月21日～3月12日までの間に受講された分の請求については3月中旬を目途に請求書を送付いたします。

その他

個人情報の取扱いについて

受講申込にあたって入力等された個人情報は、研修に係る受講者管理、事務連絡、請求事務等に利用させていただきます。

JDM研修

受講対象者

主に新たにJDM担当となられる方や操作等に慣れていない方等を想定しておりますが、受講を希望する方であればどなたでもご受講可能です。

開催方法・時期等

JCA資格NET（新システム）にてEラーニング形式で行います。
開講期間は2026年9月1日（火）～2027年3月12日（金）を予定しております。

研修の区分

以下の3区分でご用意いたします。

- ①ACQ（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者向け）
- ②個別（個別信用購入あっせん業者向け）
- ③ACQ・個別（①と②の混合）

研修内容

- ・システムの概要と目的
- ・基本操作と画面の見方
- ・具体的な利用シナリオ
- ・よくある誤操作とその防止策
- ・理解度チェック等

※ボリュームとしては、1時間程度の受講時間を想定しています。

受講料（1人あたり、税込）

初年度は各社1名まで無料で受講いただけます（JCA資格NETでの受講者登録は必要）。追加人数分につき、以下の受講料をご請求いたします。

JDM研修受講料	1,650円
----------	--------

テキスト テキスト等はありません。

申込方法等

申込みは、「JCA資格NET」（新システム）からとなります。

URL：<https://j-credit.s-lms.net/>

※新システムの稼働は7月からを予定しております。

他のEラーニング研修と同様に、申込責任者による受講者アカウントの登録及び申込みが必要となります。なお、現在システム改修中のため、具体的な申込方法については6月中旬頃を目途に、別途JCA資格NETへの掲出や申込責任者様宛のメール等にて周知いたします。

申込開始日/開講日

2026年度の受講申込開始及び開講日は9月1日（火）を予定しております。

受講可能期間

2026年9月1日（火）～2027年3月12日（金）を予定しております。
この期間内であれば何度でも資料の閲覧、DL等が可能です。

受講料の請求

受講料の請求については、3月中旬頃を目途にご請求書を送付いたします。

その他

コンテンツの視聴について

時間帯によっては、アクセスが集中し一時的にログインがしづらい状態が発生する可能性があります。その場合は時間をおいて、再度お試しくださいようお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

受講申込にあたって入力等された個人情報は、研修に係る受講者管理、事務連絡、請求事務等に利用させていただきます。

12. 各申込書面等

講師派遣用

年 月 一般 ・ 育成 ・ 更新

↑事務局記入欄

2026年度「割賦販売法・自主ルール研修」講師派遣 申込書（申込責任者）

会員番号（事務局記入）		会社名				
フリガナ			部署		役職	
氏名	（姓）	（名）	e-mail			
所在地	〒 TEL					

※ 申込みにあたっては、22P「8.講師派遣制度」の申込方法をご確認ください。

開催希望日時	第1希望	年 月 日 ()	時間	:	~	:
	第2希望	年 月 日 ()	時間	:	~	:
	第3希望	年 月 日 ()	時間	:	~	:
研修方式	集合方式（対面）／リモート方式			受講予定人数	名	
開催会場名 （所在地と異なる場合は所在地も記載）	〒 TEL					
資料等送付先 （上記所在地、開催会場と異なる場合に記載）	〒 TEL					

希望する研修種別 いずれか1つに○をつけてください。	一般研修	包括	ACQ	個別	カード総合	合同①	合同②	合同③
	講師育成研修	包括	ACQ	個別	カード総合	合同①	合同②	合同③
	講師更新研修		ACQ	個別	カード総合	合同		

◎ 研修時間は、所定の時間（ガイダンス等含む）を確保してください。（下表参照）

	包括	ACQ	個別	カード総合	合同①	合同②	合同③
一般研修	2時間30分	2時間30分	3時間	3時間	4時間30分	4時間	4時間
講師育成研修	2時間	2時間	2時間	2時間	2時間	2時間	2時間
講師更新研修	-	2時間	2時間	2時間	合同 2時間		

※ 受講申込書に記載された個人情報、当協会が開催する「割賦販売法・自主ルール研修」に係る受講者管理、事務連絡、請求事務等に利用させていただきます。

【事務局使用欄】

以下のとおり、講師派遣についてご通知いたします。

開催の可否	可 ・ 否	研修コード	
開催日時	年 月 日 ()	:	~ : :
連絡日	年 月 日 ()	(協会担当者氏名:)	

割賦販売法・自主ルール研修テキストの申込みについて

会員主催研修においては、講師資格者が当協会が実施する一般研修と同一のカリキュラム、テキスト、理解度測定により研修を実施した場合に、協会の研修と同等の研修を実施したものとみなされます。

会員主催研修を実施する場合は、原則協会が作成した本テキストを使用してください。

本テキストは、原則PDFファイルによるデータ（無料）にて提供しておりますが、製本されたテキストを希望される会員の方には販売も行います。ご希望の場合は次頁の申込書にご記入の上、協会宛お申込みください。

テキストの種類	使用する研修の種類と区分
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> 包括信用購入あっせん業務編	一般研修（包括、カード総合、合同①、合同②） 講師育成研修（包括、カード総合、合同①、合同②） 講師更新研修（カード総合、合同）
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> クレジットカード番号等取扱契約締結業務編	一般研修（ACQ、合同③） 講師育成研修（ACQ、合同③） 講師更新研修（ACQ）
割賦販売法・自主ルール研修テキスト<2026年度版> 個別信用購入あっせん業務編	一般研修（個別、合同①、合同②、合同③） 講師育成研修（個別、合同①、合同②、合同③） 講師更新研修（個別、合同）
講師研修テキスト<2026年度版>	講師育成研修（個別、合同①、合同②、合同③） 講師更新研修（個別、合同）

販売価格 各1部 1,650円（税込）

※ 送料は協会が負担いたします。

※ 同一テキストを100部以上の購入の場合、当該テキストについては1割引となります。
ただし、送付先は1ヶ所に限らせていただきます。

講師テキストについて

今年度より、希望される方には講師テキスト（製本版）を販売いたします。
価格は1部 1,650円（税込）です。

販売開始時期

本年度のテキスト販売開始時期は、2026年6月中旬頃を予定しております。

申込方法

次ページの「割賦販売法・自主ルール研修テキスト申込書」に、必要事項をご記入の上、事務局までメール又はFAXでお申込みください。

また、JCA資格NET（新システム）の申込責任者画面からも購入可能となる予定です。こちらにつきましては準備が整い次第ご案内いたします。

お問い合わせ・お申込み先

一般社団法人日本クレジット協会 自主規制部
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル
TEL 03-5645-3303（割賦販売法・自主ルール研修担当直通）
FAX 03-5643-0080 E-mail kenshu@jcredit.jp

一般社団法人日本クレジット協会
自主規制部 行

割賦販売法・自主ルール研修 テキスト申込書

会社名／部署	
所在地	〒 —
申込責任者名	
電話番号	
テキスト部数	◎包括信用購入あっせん業務編<2026 年度版> 部
	◎クレジットカード番号等取扱契約締結業務編<2026 年度版> 部
	◎個別信用購入あっせん業務編<2026 年度版> 部
	◎講師研修テキスト<2026 年度版> 部
	※合同研修を実施する場合は、包括又はACQと個別両テキストをご購入ください。

- ※1. 請求書には、会社名・申込者名を記載して送付いたします。(宛先にご希望のある場合は、お問合せください。) お振込みの際には、お手数ですが会社名をご記入ください。
- ※2. キャンセル・返品について
- ・商品到着後の返品については、14日以内にお電話にてご連絡ください。
 - ・初期破損または未開封に限り、返品受付可能です。その他お申込者の理由による返品は不可となりますので、あらかじめご了承ください。
 - ・返品に係る返送料は、誤納品、不良品、商品の著しい破損による返品に限り、当協会負担で対応いたしますが、それ以外はお申込者にてご負担ください。
- ※3. 上記の個人情報、割賦販売法・自主ルール研修テキストの申込者管理、テキストの発送、請求事務などに利用させていただきます。

(事務局使用欄)

入 力	請 求	発 送
/	/	/

割賦販売法・自主ルール研修
理解度測定問題の申込みについて

理解度測定問題の概要

割賦販売法・自主ルール研修において、会員主催による「一般研修」の理解度測定については、次のいずれかの方法により実施することができます。

《基本対応》 協会が提供する会員主催研修用の理解度測定問題（PDFデータ）をそのまま使用。		《会員が問題を作成する場合》 ① 協会が提供する理解度測定問題一覧から、協会が定める基準に基づき、指定問題数を選択、作成して使用。	
一般研修	30問	一般研修	一覧から30問選択
		② 会員が特有の業務に応じた問題を作成のうえ、上記①に追加して使用。 ※ この場合は、5問まで追加可能。	
一般研修		一般研修	作成した30問に5問まで追加可能（最大35問）

理解度測定問題の入手方法

JCA資格NETにログイン後、「関連データ」からダウンロードください。
本年度の理解度測定問題については、7月（新サイト稼働開始時）の掲出を予定しております。

お願い

- ① 入手された理解度測定問題は、申込責任者が徹重に保管し、外部に漏えいしないよう管理してください。
- ② 会員が作成する場合は、「理解度測定問題一覧（2026年度 問題作成の考え方と問題一覧）」（JCA資格NET関連データ内に7月掲出予定）を参照のうえ、研修項目毎に指定する数の問題を選択してください。
- ③ 会員特有の業務に応じた問題を作成された場合は、協会における今後の研修問題作成の参考とするため、可能な範囲で協会宛に報告いただければ幸いです。

お問い合わせ先

一般社団法人日本クレジット協会 自主規制部
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル
TEL 03-5645-3303（割賦販売法・自主ルール研修担当直通）
FAX 03-5643-0080
E-mail kenshu@jcredit.jp

一般社団法人日本クレジット協会 御中

講師資格者届出書

会 社 名	
部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	

割賦販売法・自主ルール研修における講師資格者に関する事項について、割賦販売法・自主ルール研修に関する細則第21条第1項第3号の規定により下記のとおり届出ます。

記

氏 名	
弁護士登録番号	
講師資格の種類	1. 包括研修講師資格 2. アクワイアラ研修講師資格 3. 個別研修講師資格

※届出る講師資格全てに○を付けてください。

以上

一般社団法人日本クレジット協会 御中

講師資格者台帳 記載事項の変更等届出書

会 社 名	
部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	

割賦販売法・自主ルール研修における講師資格者に関する事項について、下記のとおり変更が生じたので、割賦販売法・自主ルール研修に関する細則第24条第2項の規定により届出ます。

記

1. 登録上の講師資格者に係る事項

ふりがな			
氏 名			
JCA資格NET ユーザID			
講師資格区分	包括	アクワイアラ	個別
認定番号			

2. 変更事項

		変更前	変更後
1	ふりがな		
	氏 名		
2	会社名		
3	退職等に伴う講師資格及びJCA資格NETアカウント削除依頼		

※該当する項目番号に○を付け、1か2の場合は変更前後の事項をご記入ください。

以上

年度 割賦販売法・自主ルール研修に関する研修計画

(単位：人)

研修の種類			受講予定者
コンプライアンス研修			
一般研修	協会主催研修	対面による集合研修	
		非対面による研修 (Eラーニング)	
	会員主催研修		
講師研修	講師育成研修		
	講師更新研修		
受講予定者総数			

一般社団法人日本クレジット協会 御中

教材（ビデオ等）の使用届出書

会 社 名	
部署・役職名	
氏 名	
電 話 番 号	

双方向性のない会議システム等を活用した会員主催研修を実施するにあたり、協会作成のテキスト以外に、下記のビデオ等の教材を使用しますので届け出ます。

また、教材の作成に当たっては、下記の講師資格者等が関与したことを証します。

記

教材の形式			
研修の種類		1. 包括研修	5. 合同①研修
		2. アクワイアラ研修	6. 合同②研修
		3. 個別研修	7. 合同③研修
		4. カード総合研修	
研修の方法等	研修の方法と教材の使用方法		
	監督者	1. 講師資格者 2. 管理職等講師資格者に準ずる者	
	研修1回当たりの受講予定者数	名 ~ 名	
	教材の時間	時間 分	
教材作成に関与した講師資格者等	講師資格者又は弁護士の別	1. 講師資格者 2. 弁護士	講師認定番号 ※弁護士の場合は不要

※本様式はJCA資格NETからもダウンロードできます。

13. 割賦販売法・自主ルール研修の関連規則等

資格研修等に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）が定款第4条第1項第8号に規定する会員の役員及び従業員等の研修及び資格認定（以下「研修等」という。）の実施に当たり、その内容等について定めることを目的とする。

(研修等の種類)

第2条 本会は、次に掲げる研修等を実施するものとする。

- (1) 割賦販売法及び同法に係る自主規制等に関する研修
- (2) 個人情報保護法及び同法に係る自主規制等に関する研修
- (3) クレジット業務に関連する研修等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な研修等

(対象)

第3条 前条各号に掲げる研修等の対象者は、本会の会員（正会員及び準会員）の役員及び職員とする。ただし、第5条に定める細則において別に対象者の定めがある場合はその定めによる。

(受講料等)

第4条 本会は、第2条各号の研修等を実施するに当たって、必要経費等を勘案して算出された適正な受講料等を参加者から徴収できるものとする。

(細則)

第5条 研修等の実施に必要な細則は、人材育成部会の審議を経て別に定めるものとする。

(改廃)

第6条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規則は、平成21年12月1日から施行する。
2. 本規則は、平成25年4月1日から改正施行する

割賦販売法・自主ルール研修に関する細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、「資格研修等に関する規則（以下「規則」という。）第5条」に基づき、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）が定める「包括信用購入あっせんに関する自主規制細則第7条第2項」及び「個別信用購入あっせんに関する自主規制細則第8条第2項」並びに「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制細則第6条第2項」に定める研修の実施に必要な事項を定める。

(対象会員)

第2条 本細則に定める研修は、次の各号に掲げる会員を対象とする。

- (1) 包括信用購入あっせん業者
- (2) 個別信用購入あっせん業者
- (3) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

(社内教育体制の整備)

第3条 前条に定める対象会員（以下「研修対象会員」という。）は、割賦販売法及び同法に係る自主規制規則等（以下「割賦販売法及び自主ルール」という。）を遵守した適正な業務を行うための社内教育体制の整備に資するために第21条第1項で定めた者（以下「講師資格者」という。）を置かなければならない。

- 2 講師資格者は、当該研修対象会員の实情（従業員規模や営業所数等の状況）を踏まえ、その役割に応じた人数とする。
- 3 前項の講師資格者の人数は、研修対象会員の社内規則等において定めることとする。
- 4 新たに研修対象会員となったものは、研修対象会員となった時から1年以内に前三項の定めに基づき体制整備を行うものとする。

(研修の種類)

第4条 本細則に定める研修は次の種類とする。

- (1) コンプライアンス研修
 - (2) 一般研修
 - (3) 講師研修
- 2 本会は、前項に定める研修の実施に必要な事項（以下「実施要領」という。）をとりまとめ、会員に周知することとする。
- 3 実施要領は、次の各号に定める内容を記載する。
- イ 本会が主催する研修（以下「協会主催研修」という。）
 - (イ) 研修の種類及び区分
 - (ロ) 当該年度の実施スケジュール
 - (ハ) 研修方法
 - (ニ) 研修内容
 - (ホ) 修了要件
 - (ヘ) 申し込み方法
 - (ト) 受講料
 - (フ) その他研修の実施にあたって必要な事項
 - ロ 第15条第1項に定める研修（以下「会員主催研修」という。）
 - (イ) 会員主催研修の要件
 - (ロ) 保有する講師資格により講師を務めることができる研修
 - (ハ) 研修方法
 - (ニ) 修了要件

- (ホ) 双方向性のある会議システム等による研修方法における実施基準
- (ハ) 双方向性のない会議システム等による研修方法における実施基準
- (ト) ビデオ等の作成に係る基準
- (チ) 会員が作成する研修資料等
- (リ) その他研修の実施にあたって必要な事項

(研修方法)

第5条 本会は、前条に定める研修について、次の方法により実施する。

(1) 対面による研修

(2) 非対面による研修

2 前項各号に定める研修の具体的な実施方法については、実施要領によることとする。

第2章 コンプライアンス研修

(コンプライアンス研修の目的)

第6条 コンプライアンス研修は、次条に定める受講対象者が割賦販売法及び自主ルールの遵守に必要な社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得することを目的とする。

(受講対象)

第7条 コンプライアンス研修の対象は、研修対象会員であって、次に定める者を受講対象者とする。

(1) 本会に届出をしている会員代表者

(2) 次の業務を担当する役員

イ 包括信用購入あっせん業務

ロ 個別信用購入あっせん業務

ハ クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務

2 受講対象者が受講できない場合（研修対象会員において当該理由を合理的に説明できる場合に限る。）は、法令遵守を監督する管理部門等の責任者又はそれに準ずる者（以下これらの者及び前項に定める者と合わせて「受講対象役員等」と総称する。）が受講するものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に定める者も受講できるものとする。

(1) 第1項第2号以外の研修対象会員の役員

(2) 前項以外の研修対象会員の職員

(3) 研修対象会員以外の本会の会員の役員

(4) 包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務を営む（営む予定を含む。）非会員の役員

(5) 研修対象会員の業務委託先その他の関連会社の役員（研修対象会員を通じて受講の申込みをした場合に限る。）

(コンプライアンス研修の受講等)

第8条 研修対象会員は、コンプライアンス研修を、毎年度、受講対象役員等を受講させ修了させるものとする。

2 コンプライアンス研修の修了者は、当該受講した研修内容について、受講できなかった他の受講対象役員等に周知するものとする。

(修了の要件)

第9条 本会は、受講対象役員等のうち研修を全て受講した者を研修の修了者とする。

第3章 一般研修

第1節 協会主催研修

(一般研修の目的)

第10条 一般研修は、割賦販売法及び自主ルールに基づいた業務に必要な知識を習得することを目的とする。

(受講対象)

第11条 一般研修の対象は、研修対象会員において包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事する職員（以下合わせて「受講対象職員」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者も受講できるものとする。

- (1) 研修対象会員の役員
- (2) 研修対象会員以外の本会の会員の役職員
- (3) 包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務を営む（営む予定を含む。）非会員の役職員
- (4) 研修対象会員の業務委託先その他の関連会社の役職員（研修対象会員を通じて受講の申込みをした場合に限る。）

(一般研修の種類)

第12条 受講対象職員が受講する研修の種類は、次の各号に掲げる研修とし、研修対象会員の業務内容に応じて受講するものとする。なお、研修の実施方法は実施要領によることとする。

- (1) 包括研修
 - (2) アクワイアラ研修（以下「ACQ研修」という。）
 - (3) 個別研修
 - (4) カード総合研修
 - (5) 合同研修
- 2 研修対象会員において、受講対象職員が従事している業務が限定されている場合は、前項の規定にかかわらず、当該従事している業務に応じた研修を受講できる。
- 3 第1項に定める研修について、第5条第1項第2号に定める研修方法により行うときは、第3条に定める社内体制の整備が図られていることを受講要件とする。

(研修時期)

第13条 研修対象会員は、受講対象職員に対し一般研修が修了した日が属する年度の翌年度から3年度以内に一般研修を受講させ修了させるものとし、以後も同様とする。

- 2 前項にかかわらず、研修対象会員は、職員を新たに第11条第1項に定める業務に従事させるときは、当該職員（従事する日が属する年度の前3年度以内に一般研修を修了している者を除く。）に対し、できる限り早く一般研修を受講させ修了させるものとする。
- 3 新たに研修対象会員となったものは、原則として、研修対象会員となった時から1年以内に受講対象職員を受講させるものとする。

(修了の要件)

第14条 本会は、第5条第1項各号に定める方法による研修において、実施要領に定める基準を満たした受講対象職員を修了者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者も一般研修の修了者とみなす。
 - (1) 講師育成研修を修了した者
 - (2) 講師更新研修を修了した者
 - (3) クレカウンセラー修了研修を修了した者
- 3 本会は、前各項の修了者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。

第2節 会員主催研修

(会員主催研修)

第15条 研修対象会員は、本会が以下に定める全ての要件を満たすことにより、会員主催研修を実施することができる。

- (1) 研修内容を正確かつ確実に伝えることができる方法により研修を実施すること。
- (2) 本会が作成した一般研修のテキストを使用するとともに、本会が作成した問題により理解度測定を行うこと。ただし、実施要領に定める方法により研修対象会員が作成する研修資料及び理解度測定問題を使用することを認める。
- (3) 前2号に定める他、本会主催の一般研修と同等の研修内容等であること。

2 本会は、当該受講対象職員が所属する会員の会員主催研修を受講し修了した場合は、一般研修を修了したものとみなす。

3 研修対象会員は、会員主催研修を実施した場合は、本会に報告するものとする。なお、報告の方法、時期、内容等は実施要領によることとする。

(準用)

第16条 前条第1項の会員主催研修については、第10条から第14条第2項の規定を準用する。

第4章 講師研修等

(講師の役割)

第17条 講師資格者は、第3条に定める社内教育体制の整備に資するよう、次の役割を担うものとする。

- (1) 第21条に基づき、会員主催研修の該当する種類の研修講師を務めること。
- (2) 第3章に定める一般研修を受講する受講対象職員に対し、質問等への回答及び助言を行うこと。
- (3) 割賦販売法及び自主ルールに関し社内において実務と関連付けた観点から日常的に助言を行うこと。

(講師研修の目的)

第18条 講師研修は、前条に定める役割を担うのに必要な知識等を習得することを目的とする。

(講師研修の種類)

第19条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める研修を、当該各号に定める目的で行う。

- (1) 講師育成研修
講師として必要な知識等を習得するため
- (2) 講師更新研修
講師資格者の能力の維持及び向上を図るため

2 前項第1号に定める研修の種類は、次の各号に掲げる研修とし、研修の実施方法は実施要領によることとする。

- (1) 包括研修
- (2) ACQ研修
- (3) 個別研修
- (4) カード総合研修
- (5) 合同研修

3 第1項第2号に定める研修の種類は、次の各号に掲げる研修とし、研修の実施方法は実施要領によることとする。

- (1) ACQ研修
- (2) 個別研修

- (3) カード総合研修
- (4) 合同研修

(受講対象)

第20条 講師育成研修の対象は、講師育成研修を受講しようとするときから原則前3年度以内に、第12条に定める一般研修において当該研修を修了した役職員であって、講師になろうとする者とする。ただし、本会が認める場合は、この限りではない。

2 講師更新研修の対象は、講師資格を更新しようとする者とする。

(講師資格の認定)

第21条 本会は、次の各号に定める者を講師として認定する。

- (1) 講師育成研修を受講した者のうち、実施要領に定める基準を満たす者
- (2) 本会のクレカウンセラー資格の認定を受けた者
- (3) 協会に届出をした弁護士

なお、届出にあたっては、実施要領に定める様式の届出書を本会に提出するものとする。

2 前項各号に該当する者について本会が認定する講師資格の種類は、次の各号に掲げるものとし、認定にあたっては実施要領によることとする。

- (1) 包括研修講師資格
- (2) アクワイアラ研修講師資格
- (3) 個別研修講師資格

3 本会は、第1項第1号及び第2号の講師資格認定者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。

(講師資格の有効期間)

第22条 前条第1項第1号及び第2号の講師資格の有効期間は、講師資格認定の日（同項第2号に定める講師にあつてはクレカウンセラー資格の認定を受けた日）から3年を経過した日が属する年度の末日までとする。

2 次条により講師更新研修を修了した者の講師資格の有効期間は、更新研修の修了日から3年を経過した日が属する年度の末日までとする。

(講師資格の更新)

第23条 講師資格者（弁護士を除く。）は、当該講師資格を更新しようとするときは、前条の有効期間満了の時までに講師更新研修を修了しなければならない。

2 本会は、講師更新研修を受講した者のうち、実施要領に定める基準を満たした者を修了者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により講師資格の有効期間満了の日までに講師更新研修を修了していない者に、当該有効期間満了後1年間に限り講師更新研修の受講を認める。この場合、当該講師更新研修の修了認定の可否が決定されるまでの間、講師資格は停止する。

4 本会は、第2項の講師更新研修修了者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。

(講師資格者台帳への記載)

第24条 本会は、講師資格者（弁護士を除く。以下本条及び次条において同じ。）について、次の各号に定める事項を講師資格者台帳（電磁的記録を含む。）に記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 所属する会社名
- (3) 講師資格認定年月日
- (4) 講師資格更新認定年月日（最新のもの）
- (5) 講師資格の有効期間（最新のもの）

- (6) 講師資格の認定番号及び種類
 - (7) 講師資格を失効した旨
 - (8) その他講師資格者の管理のために必要な事項
- 2 講師資格者は、前項の記載事項に変更が生じた場合には、実施要領に定める様式の届出書を遅滞なく本会に提出するものとする。
- 3 本会は、講師資格の有効期間を経過し講師資格を失効した場合には、講師資格者台帳から当該者の記録を削除するものとする。

(講師の活動範囲)

第25条 講師資格者は、当該講師資格者が所属する会員の会員主催研修以外で講師を務めることができない。ただし、本会が認める場合は、この限りでない。

第5章 その他

(協会主催研修の受講料等)

第26条 本会は、資格研修等に関する規則第4条の規定に基づき、協会主催研修の受講料について、次の各号に定める金額（受講者1名あたり（税別））とする。

イ 対面による研修

- (イ) 一般研修 3500円
- (ロ) 講師育成研修 6000円
- (ハ) 講師更新研修 6000円

ロ 非対面による研修

- (イ) コンプライアンス研修 2500円
- (ロ) 一般研修 1500円
- (ハ) 講師育成研修 5000円
- (ニ) 講師更新研修 5000円

- 2 本会は、納付された受講料は、本会の都合により本研修の開催を中止した場合を除き、これを返還しないものとする。
- 3 本会は、協会主催研修に関し受講者に請求できるその他の金額については、実施要領に定めることとする。

(研修のフォローアップのための調査)

第27条 本会は、研修対象会員に対し、必要に応じ、第4条各号に定める研修のフォローアップのための調査を実施することができるものとし、当該会員は、これに協力するものとする。

- 2 本会は、当該調査内容の分析の結果等を当該会員に対し提供するものとする。
- 3 本会は、研修の実績に著しく問題のある会員については、本会が定める処分に関する細則とは別に、研修の運用上の注意文書の発出等を行うことができるものとする。

(研修の記録の作成と保存等)

第28条 本会は、実施した第4条各号に定める研修について、次の各号に定める記録（電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成し、当該研修を実施した日から5年間が経過する日が属する年度の年度末まで保存するものとする。

(1) コンプライアンス研修

- イ 氏名
- ロ 所属する会社名、所属・部署、役職
- ハ 受講月
- ニ 受講結果

(2) 第5条第1項第1号に定める方法で行う一般研修及び講師研修

- イ 氏名
- ロ 所属する会社名

- ハ 受講番号
 - ニ 研修の種類
 - ホ 受講月
 - ヘ 受講結果
 - ト 修了した場合は修了日及び修了番号
 - チ その他管理のために必要な事項
- (3) 第5条第1項第2号に定める方法で行う一般研修及び講師研修
- イ 氏名
 - ロ 所属する会社名
 - ハ ユーザーID
 - ニ 研修の種類
 - ホ 修了日
 - ヘ その他管理のために必要な事項
- 2 研修対象会員は、社内規程等に基づき、第4条各号に定める研修にかかる研修計画を策定するとともに、当該研修に役職員を受講させた場合には、その記録を作成し、当該研修を実施した日から5年間の経過する日が属する年度の年度末まで保存するものとする。
- 3 前項に定める研修計画及び受講状況の記録事項は、次の各号のとおりとする。
- (1) 研修計画
研修対象会員は実施要領に定める様式を参考に研修計画を策定する。
- (2) 受講状況
- イ コンプライアンス研修
 - (イ) 受講対象役員全員の氏名、役職
 - (ロ) 上記(イ)のうち実際に受講した者（上記(イ)以外の者も含む。）の氏名、役職
 - (ハ) 上記(イ)のうち受講できなかった者がいる場合は、当該者に周知した日
 - ロ 一般研修
 - (イ) 氏名
 - (ロ) 研修日（分割研修の場合は期間）又は修了日（非対面による研修の場合）
 - (ハ) 研修の種類（①第12条第1項第1号から第5号の別、②協会主催研修、会員主催研修の別、③対面による研修、非対面による研修の別）
 - (ニ) 受講結果（修了、未修了の別）
 - (ホ) 会員主催研修の場合は講師名
 - (ハ) 同一の役職員に対し、再度理解度測定のみを行った場合は、その旨（講義と同日中に行った場合を除く。）
 - ハ 講師研修
 - (イ) 氏名
 - (ロ) 研修日
 - (ハ) 研修の種類（講師育成研修、講師更新研修の別と、第19条第2項第1号から第5号の別及び第3項第1号から第4号の別）
 - (ニ) 受講結果

(改廃)

第29条 本細則の改廃は、自主規制委員会の決議を経て行う。

附則

1. 本細則は、平成22年4月16日から施行する。
2. 本細則は、平成23年4月1日から改正施行する。
3. 本細則は、平成23年10月25日から改正施行する。
4. 本細則は、平成25年4月1日から改正施行する。
5. 本細則は、平成26年4月1日から改正施行する。
6. 本細則は、平成27年4月1日から改正施行する。
7. 本細則は、平成28年4月1日から改正施行する。
8. 本細則は、平成28年7月20日から改正施行する。
9. 本細則は、平成29年4月1日から改正施行する。
10. 本細則は、平成30年6月1日から改正施行する。
11. 本細則は、平成31年4月1日から改正施行する。
12. 本細則は、令和2年7月1日から改正施行する。
13. 第21条第2項に定める講師資格については、令和元年度までに「包括研修講師資格」を保有している場合には、改正施行後における「包括研修講師資格」及び「ACQ研修講師資格」の講師資格を有するものとみなす。
14. 第3条第1項の規定は、講師資格者の設置による社内教育体制の整備の期間として、令和4年3月31日までの経過措置を設けることとする。
15. 本細則は、令和3年4月1日から改正施行する。
16. 本細則は、令和5年4月1日から改正施行する。
17. 本細則は、令和6年4月1日から改正施行する。
18. 本細則は、令和7年4月1日から改正施行する。

